

雄水会会則

第1条 本会は秋商雄水会と称し、本部を秋田市立秋田商業高等学校に置く。

第2条 本会は会員の和親向上を図り、併せて母校の発展に資することを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- 1 会報の発行
- 2 会員名簿の発行
- 3 母校生徒の顕彰
- 4 母校生徒の部活動支援
- 5 新春賀詞交歓会

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

1 普通会员

- イ 秋田市商業高校、土崎町立商業高校、秋田市立商業高等学校、秋田市立秋田商業高等学校の卒業生。並びに以上に在学した者で常任理事会の承認を得た者。
- ロ 秋田市立高等学校定時制課程茨島分校を卒業し、入会を希望した者。

2 特別会員

秋田市立秋田商業高等学校の職員及び職員であった者。

3 賛助会員

本会の趣旨に積極的に賛同し、常任理事会の承認を得た者。

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名以上、常任理事 各期1名以上
理事 300名以上、監事 3名。

第6条 役員は、総会において選任する。

第7条 役員は任期は3カ年とする。ただし再任を妨げない。補充された役員は前任者の残任期間に限る。役員は任期満了しても次期役員が就任するまでは、その任務を続けるものとする。

第8条 役員は次の通りとする。会長は本会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代理する。

常任理事は日常業務を分掌処理する。理事は理事会に出席し、その決議事項に伴う会務を分掌する。

監事は会務及び会計の状況を監査する。監事は他の役員を兼ねることができない。

第9条 本会に顧問及び参与若干名を置くことができる。顧問及び参与は毎年度常任理事会の推薦により会長が委託する。顧問及び参与は会長の諮問に応じ、本会に意見を述べることができる。

第10条 本会に次の会議を置く。

- 1 総会
- 2 常任理事会
- 3 理事会

第11条 通常総会は毎年7月に開き、必要に応じて臨時総会を開く。

総会は会則の改正、予算決済、役員選任その他重要事項を議決する。

第12条 常任理事会は随時これを開き、総会への提出議案、雄水会会長賞受賞候補者の選考等につき協議し、本会の円滑な運営を図る。

第13条 理事会は、常任理事会より提案された議案について協議するが、通常総会と兼ねることができる。

第14条 会議は会長が招集し、その議長となる。

第15条 議事はすべて出席者の過半数の賛否によって決する。

第16条 本会の経費は、会費、役員負担金、入会金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

1 会費 イ 普通会员は年額2,000円とする。

ロ 賛助会員は年額5,000円とする。

2 役員負担金 会長、副会長、常任理事、監事は年額5,000円、
理事は年額3,000円とする。

3 入会金 母校卒業時の入会金は5,000円とする。
ただし、入会后4年間は会費の納入を免除する。

4 寄付金 本会の活動に賛同する個人及び団体からの寄付を受け付ける。

5 その他 必要に応じて臨時に徴収することができる。

本会の会計年度は、6月1日から、翌年5月末日とする。

第17条 本会の本部に次の書類を備えるものとする。

1 会則及び議事録 2 会報及び会員名簿 3 役員名簿

4 会計帳簿 5 その他必要な書類

第18条 本会に学校職員より事務監事若干名を置く。本会には、書記をおくことができる。

第19条 支部は会長の承認を得て設けることができる。

ただし、名称は秋商雄水会〇〇支部とする。

毎年、適切な時期に支部長懇談会を開催し、各支部間及び本部との情報交換を行う。

第20条 本会の慶弔規定は別に定める。

附 則 この会則は昭和24年10月30日から施行する。

昭和28年10月11日・昭和30年7月16日・昭和32年6月 8日

昭和34年 7月 5日・昭和35年7月16日・昭和44年6月28日

昭和60年 6月24日・平成 9年7月10日・平成18年7月14日

平成19年 7月13日 (それぞれ一部改正)

秋商雄水会慶弔規定

秋商雄水会の慶弔について、次の通り定める。

第1条 顧問に対する慶弔

死亡 弔電、香典、献花、死亡広告

第2条 参与に対する慶弔

死亡 弔電、香典

第3条 役員（会長、副会長、監事）に対する慶弔

死亡 弔電

第4条 職員に対する慶弔

公務中の死亡 弔電、献花

第5条 本規定に定めなき場合は会長に一任し、後日、常任理事会に報告するものとする。

附 則 この規定は平成19年7月13日から施行する。